

2011年11月14日

障害福祉サービス等報酬改定についての意見

きょうされん
理事長 西村 直

平素より障害福祉の向上にご尽力賜り、心よりお礼申し上げます。さて表記の件について、以下の通り当会の意見を申し上げます。

政府は、2010年6月の閣議において、障がい者制度改革の工程表を決定し、2012年(平成24年)の通常国会に障害者自立支援法(以下、自立支援法)の廃止に伴う新たな法制度の提案を決定しました。この閣議決定にもとづいて、内閣府・障がい者制度改革推進会議のもとに総合福祉部会が設置され、2011年8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が策定されました(以下、「骨格提言」とする)。

本「骨格提言」は、9月26日に開催された第35回障がい者制度改革推進会議において承認され、蓮舫特命担当大臣に直接手渡し、障がい者制度改革推進本部における検討に委ねられました。

また、自立支援法の廃止と新法の制定は、2010年1月7日に、自立支援法違憲訴訟団と国(厚生労働省)の交わした「基本合意文書」に明記された公的な確定事項であり、さらに、この「基本合意文書」にもとづいて、同訴訟は和解調書を交わしました。つまり、自立支援法の廃止は、司法による結論でもあります。

すなわち次期通常国会には、司法の結論を遵守し、自立支援法の廃止と「骨格提言」をもとにした法案が上程されることとなります。こうした経過を踏まえるならば、2012年度の報酬改定については、「骨格提言」の「報酬と人材確保」の内容の具体化を図っていく観点から検討されるべきであり、当会としては、少なくとも以下の4点について今般の見直しは不可欠であると考えます。

- 1、報酬の支払い方式は、原則月払い方式とすること。
- 2、人員基準の常勤換算方式を廃止すること。
- 3、基本報酬によって、支援体制の安定と継続性を確保することができる報酬体系と水準にすること。その際、現在の報酬加算(経過措置を含む)は、基本報酬に含めるべきである。また、福祉・介護人材の処遇改善事業や障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業も継続し、基本報酬に含めること。
- 4、地域活動支援センターの低額な補助水準を改善するために、政府の一括交付金を引き上げるとともに、自治体間格差の解消を図ること。

(問い合わせ先)
きょうされん
担当:事務局長 多田 薫
Tel: 03-5385-2223
Fax: 03-5385-2299
E-mail: zenkoku@kyosaren.or.jp